

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙3

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄：市に届出を行っている

「請求」欄：請求実績(加算・減算に該当)がある（算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

計画相談支援

施設(事業所)名：

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
居宅介護支援費 重複減算(Ⅰ)	機能強化型サービス 利用支援費 (I)～(IV)	582／月 を減算	相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等 であって、要介護1又は2の者に対し、介護保険法の居宅介護支援 と一体的に計画相談支援を提供した場合、左に掲げる区分に応 じ、1月につきそれぞれ対応する単位を所定単位数から減算する	
	サービス利用 支援費(I)	582／月 を減算		
	機能強化型継続 サービス利用支援費 (I)～(IV)	633／月 を減算		
	継続サービス利用 支援費(I)	633／月 を減算		
居宅介護支援費 重複減算(Ⅱ)	機能強化型サービス 利用支援費 (I)～(IV)	894／月 を減算	相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等 であって、要介護3から5の者に対し、介護保険法の居宅介護支援 と一体的に計画相談支援を提供した場合、左に掲げる区分に応 じ、1月につきそれぞれ対応する単位を所定単位数から減算する	
	サービス利用 支援費(I)	894／月 を減算		
	サービス利用 支援費(II)	54／月 を減算		
	機能強化型継続 サービス利用支援費 (I)～(IV)	945／月 を減算		
	継続サービス 利用支援費(I)	945／月 を減算		
	継続サービス 利用支援費(II)	243／月 を減算		
介護予防支援費重複減算	20／月 を減算	相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等 であって、要支援1又は2の者に対し、介護保険法の介護予防支援 支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、機能強化型 継続サービス利用支援費もしくは継続サービス利用支援費(I)を 算定した場合		
情報公表未公表減算	所定単位の 5 % を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る 報告を行っていない場合		
業務継続計画未作成減算	所定単位の 1 % を減算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサー ビスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で 早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定す ること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 <p>※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん 延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的 な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p>		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
虐待防止措置未実施減算	所定単位の 1% を減算	次の基準を、満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	/	
特別地域加算	所定単位の 15% を加算	厚生労働大臣が定める地域(平21厚労告第176号)に居住している利用者に対して、計画相談支援を行った場合	/	
地域生活支援拠点等機能強化加算	500／月	次のいずれかに該当する場合 ①計画相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合 ②計画相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合 ※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人員の上限を1月当たり合計100回までとする。	/	
利用者負担上限額管理加算	150／月	利用者負担額合計額の管理を行った場合	/	
初回加算	300／月	新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、サービス利用支援を行った場合若しくは計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合 ※指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を利用者に交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)は、その月分の初回加算に相当する額をえた単位を算定可能	/	
主任相談支援専門員配置加算	(I)	300／月	地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合	/
	(II)	100／月	主任相談支援専門人を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合	/

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
入院時情報連携加算	(I)	300／月	計画相談支援対象障害者等が病院等に入院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供し、その内容を記録した場合 ※計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする	/	/	
	(II)	150／月	計画相談支援対象障害者等が病院等に入院するに当たり、当該病院等を訪問する以外の方法により、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供し、その内容を記録した場合 ※計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする	/	/	
退院・退所加算		300／回	障害者支援施設等や病院等に入所・入院していた又は刑事収容施設等や少年院等に収容されていた若しくは保護観察所の宿泊施設等に宿泊していた計画相談支援対象障害者が退院・退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合 ※情報提供を受けたことに関する記録(提供を受けた相手、面談日時・内容、サービス等利用計画に反映されるべき内容等)を作成すること(サービス等利用計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要) ※入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度とする ※初回加算を算定する場合を除く	/	/	
居宅介護支援事業所等連携加算	情報提供以外	300／月	介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要するものに対し、次の①及び②の業務を行った場合に加算 ①月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合 ②他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合 ※算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後(6ヶ月以内)は月1回を限度とする。 ※指定サービス利用支援費、指定継続サービス支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可	/	/	
	情報提供	150／月	介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要するものに対し、他機関との連携にあたり利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合に加算 ※算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後(6ヶ月以内)は月1回を限度とする。 ※指定サービス利用支援費、指定継続サービス支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可	/	/	

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
医療・保育・教育機関等連携加算	300／月	<p>①病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く)を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、指定継続サービス利用支援を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)</p> <p>②利用者が病院等に通院する当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)</p> <p>※面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可</p>		
	200／月	<p>病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く)を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>※面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可</p>		
	150／月	<p>病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く)を提供する機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。)</p> <p>※面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可</p>		
集中支援加算	300／月	<p>次の①から⑤のいずれかに該当する場合</p> <p>①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、計画作成月・モニタリング月以外において、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)</p> <p>②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合</p> <p>③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校または地方自治体等からの求めに対し、当該期間の主催する会議へ参加した場合</p> <p>④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同地の病院等について月1回を限度とする。)</p> <p>⑤病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く)を提供する機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。)</p> <p>※指定サービス利用支援費、指定継続サービス支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可</p>		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
サービス担当者会議実施加算	100／月	<p>指定継続サービス利用支援を行うに当たり、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス担当者会議を実施し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行い、その内容を記録した場合</p> <p>※サービス担当者会議の結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、当該加算の算定不可</p> <p>※計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする</p> <p>※医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可</p>		
サービス提供時モニタリング加算	100／月	<p>サービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、その内容を記録した場合</p> <p>※計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする</p> <p>※相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える数については、算定しない</p> <p>※計画を作成する相談支援専門員が当該利用者が利用する事業所等の業務を兼務している場合で、かつ、当該事業所のサービス提供場面のみを確認した場合は、算定できない</p>		
行動障害支援体制 加算	(I)	60／月	相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出ており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者(障害支援区分3かつア行動関連項目等の合計点数が10点以上である者又は児基準の合計点数が20点以上である児)に対して現に指定計画相談支援を行っている場合	
	(II)	30／月	相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合	
要医療児者支援体制 加算	(I)	60／月	相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合で、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。	
	(II)	30／月	相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合に加算する。	
精神障害者支援体制 加算	(I)	60／月	<p>次の①②いずれも満たす場合</p> <p>①相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合</p> <p>②精神疾患有する患者であって重点的な支援を有する者に対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定絵計画相談支援を行っている場合</p>	

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
	(II)	30／月 相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合	/	
高次脳機能障害支援体制加算	(I)	60／月 相談支援専門員のうち高次脳機能障害支援者養成研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合	/	
	(II)	30／月 相談支援専門員のうち高次脳機能障害支援者養成研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出ている場合	/	
ピアサポート体制加算	100／月	地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置している場合 ①障がい者又は障がい者であったと市町村が認める者 ②管理者又は①の者と協働して支援を行う者 上記の者により、事業所の従業員に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。また、上記の者を配置していることを公表していること。		
地域生活支援拠点等相談強化加算	700／月	運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行い、その内容を記録した場合 ※当該要支援者1人につき1月に4回を限度とする ※当該指定特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業と同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除く	/	
地域体制強化共同支援加算	2,000／月	運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市長に届け出た、又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告し、その内容を記録した場合 ※当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする	/	

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙3

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄：市に届出を行っている

「請求」欄：請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

障害児相談支援

事業所名：

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
情報公表未公表減算	所定単位の 5% を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告を行っていない場合	✓	
業務継続計画未作成減算	所定単位の 1% を減算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 <p>※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p>	✓	
虐待防止措置未実施減算	所定単位の 1% を減算	<p>次の基準を、満たしていない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	✓	
特別地域加算	所定単位の 15% を加算	こども家庭府長官が定める地域(平24厚労告第233号)に居住している障がい児に対して、障害児相談支援を行った場合	✓	
地域生活支援拠点等機能強化加算	500／月	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①障害児相談支援(機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合</p> <p>②障害児相談支援(機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合</p> <p>※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人員の上限を1月当たり合計100回までとする。</p>	✓	
利用者負担上限額管理加算	150／月	利用者負担額合計額の管理を行った場合	✓	
初回加算	500／月	<p>新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合若しくは障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合</p> <p>※指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用児の居宅に訪問し面接を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用児の居宅等を訪問し、面接することを要する。)は、その月分の初回加算に相当する額をえた単位を算定可能</p>	✓	

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
主任相談支援専門員配置加算	(I)	300／月	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であるものとして市長に届け出した指定障害児相談支援事業所で、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合		
	(II)	100／月	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であるものとして市長に届け出した指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のため研修を実施した場合		
入院時情報連携加算	(I)	300／月	障害児通所支援を利用する障がい児が病院等に入院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供し、その内容を記録した場合 ※当該障がい児1人につき1月に1回を限度とする		
	(II)	150／月	障害児通所支援を利用する障がい児が病院等に入院するに当たり、当該病院等を訪問する以外の方法により、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供し、その内容を記録した場合 ※当該障がい児1人につき1月に1回を限度とする		
退院・退所加算		300／回	児童福祉施設や障害者支援施設、病院等に入所・入院していた又は刑事収容施設等や少年院等に収容されていた若しくは保護観察所の宿泊施設等に宿泊していた障がい児が退院・退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合 ※情報提供を受けたことに関する記録(提供を受けた相手、面談日時・内容、障害児支援利用計画に反映されるべき内容等)を作成すること(障害児支援利用計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要) ※入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度とする ※初回加算を算定する場合を除く		
保育・教育等移行支援加算	情報提供以外	300／月	就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービス等の利用を終了する者であって、保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①及び②の業務を行った場合に加算 ①当該月に2回以上、利用児の居宅に訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して利用児及びその家族と面接を行った場合(ただし、月に1回以上利用児の居宅を訪問し、面接を行う場合、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援援助利用費は算定不可) ②他機関の主催する利用児の支援内容の検討に関する会議(テレビ電話装置等を活用した会議を含む)に参加した場合 ※算定回数について、障害福祉サービス等の利用中は2回、利用終了後(6ヵ月以内)は月1回を限度とする。 ※指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可		
	情報提供	150／月	就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービス等の利用を終了する者であって、保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、他機関との連携にあたり利用児の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合に加算 ※算定回数について、障害福祉サービス等の利用中は2回、利用終了後(6ヵ月以内)は月1回を限度とする。 ※入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
医療・保育・教育機関等連携加算	300／月	<p>①病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く)を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、障がい児及びその家族に関する必要な情報提供を受けた上で、指定継続障害児支援利用援助を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)</p> <p>②障がい児が病院等に通院する当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況、生活環境等の障がい児及びその家族に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)</p> <p>※情報提供を受けたことに関する記録(提供を受けた相手、面談日時・内容、障害児支援計画に反映されるべき内容等)を作成すること(障害児支援計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要)</p> <p>※障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度とする</p> <p>※初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可</p>		
	200／月	<p>病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く)を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、障がい児及びその家族に関する必要な情報提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)</p> <p>※情報提供を受けたことに関する記録(提供を受けた相手、面談日時・内容、障害児支援計画に反映されるべき内容等)を作成すること(障害児支援計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要)</p> <p>※障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度とする</p> <p>※初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可</p>		
	150／月	<p>病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く)を提供する機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障がい児及びその家族に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。)</p> <p>※情報提供を受けたことに関する記録(提供を受けた相手、面談日時・内容、障害児支援計画に反映されるべき内容等)を作成すること(障害児支援計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要)</p> <p>※障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度とする</p>		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
集中支援加算	300／月	<p>次の①から⑤のいずれかに該当する場合</p> <p>①障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者もしくは市町村等の求めに応じ、計画作成月及びモニタリング月以外において、障がい児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、障がい児及び家族との面接を月に2回以上実施した場合(ただし、月に1回以上利用児の居宅を訪問し、面接を行う場合、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援援助費は算定不可)</p> <p>②障がい児本人及びその家族が出席するサービス担当者会議を開催した場合</p> <p>③障害福祉サービス等の利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校または地方自治体等からの求めに対し、当該機関の主催する会議へ参加した場合</p> <p>④利用児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用児の心身の状況、生活環境等の利用児及びその家族に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同地の病院等について月1回を限度とする。)</p> <p>⑤病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く)を提供する機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。)</p> <p>※指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可</p>			
サービス担当者会議実施加算	100／月	<p>指定継続障害児支援利用援助を行なうに当たり、利用児の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス担当者会議を実施し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行い、その内容を記録した場合</p> <p>※サービス担当者会議の結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、当該加算の算定不可</p> <p>※障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度とする</p> <p>※医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可</p>			
サービス提供時モニタリング加算	100／月	<p>障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、当該障害児通所支援の提供状況等を確認し、その内容を記録した場合</p> <p>※障害児相談支援対象保護者に係る障がい者1人につき1月に1回を限度とする</p> <p>※相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39件(相談支援員の場合は19件)を超える数については、算定しない</p> <p>※計画を作成する相談支援専門員又は相談支援員が当該利用者が利用する事業所等の業務を兼務している場合で、かつ、当該事業所のサービス提供場面のみを確認した場合は、算定できない</p>			
行動障害支援体制加算	(I)	60／月	相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児(児基準の行動関連項目等の合計点数が20点以上である児)の保護者に対して、現に指定障害時相談支援を行っている場合		
	(II)	30／月	相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
要医療児者支援体制加算	(I)	60／月	相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合で、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児の保護者に対して現に指定障害時相談支援を行っている場合に加算する。		
	(II)	30／月	相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合に加算する。		
精神障害者支援体制加算	(I)	60／月	<p>次の①②いずれも満たす場合</p> <p>①相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合</p> <p>②精神疾患有する患者であって重点的な支援を有する者に対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合</p>		
	(II)	30／月	相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出た場合		
高次脳機能障害支援体制加算	(I)	60／月	相談支援専門員のうち高次脳機能障害支援者養成研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害者であって満18歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合		
	(II)	30／月	相談支援専門員のうち高次脳機能障害支援者養成研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市長に届け出ている場合		
ピアサポート体制加算		100／月	<p>地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置している場合</p> <p>①障がい者又は障がい者であったと市町村が認める者 ②管理者又は①の者と協働して支援を行う者 上記の者により、事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。また、上記の者を配置していることを公表していること。</p>		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
地域生活支援拠点等相談強化加算	700/月	運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障がい児(要支援児)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行い、その内容を記録した場合 ※当該要支援児1人につき1月に4回を限度とする	/	
地域体制強化共同支援加算	2,000/月	運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市長に届け出た、又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に対して、当該障がい児に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告し、その内容を記録した場合 ※障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度とする	/	